

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月11日

【四半期会計期間】 第103期第2四半期  
(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Tokai Tokyo Financial Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 最高経営責任者 石田 建昭

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 佐々木 英人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

【電話番号】 03(3517)8100(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 財務企画部長 佐々木 英人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第102期 第2四半期 連結累計期間	第103期 第2四半期 連結累計期間	第102期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
営業収益 (百万円)	50,152	38,989	90,547
純営業収益 (百万円)	49,078	38,203	88,682
経常利益 (百万円)	20,165	12,929	33,405
四半期(当期)純利益 (百万円)	14,480	8,498	23,243
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	15,440	8,872	24,923
純資産額 (百万円)	135,789	147,582	142,929
総資産額 (百万円)	715,140	509,617	617,270
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	54.71	31.96	87.68
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	54.39	31.87	87.21
自己資本比率 (%)	18.8	28.4	22.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	494	25,119	14,701
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,561	1,075	5,452
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,424	4,324	1,864
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	46,898	67,449	39,141

回次	第102期 第2四半期 連結会計期間	第103期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	19.04	15.89

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 消費税等の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社、子会社21社及び関連会社4社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

本文における将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。その内容にはリスク、不確実性、仮定が含まれており、将来の業績等を保証し又は約束するものではありません。

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、事業等のリスクに重要な変更及び新たに発生した事項はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたり、経営者は会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを行わなければなりません。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や状況に応じ合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社は特に以下の重要な会計方針及び見積りが、四半期連結財務諸表に大きな影響を及ぼすと考えております。

#### 金融商品の評価

当社グループは、トレーディング商品に属する有価証券及びデリバティブ取引等については、時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価損益はトレーディング損益として計上しております。時価は、取引所等の市場価格のある有価証券及びデリバティブ取引等については市場価格により算定し、市場価格のない有価証券及びデリバティブ取引等については主に金利、配当利回り、原証券価格、スワップレート、ボラティリティー、契約期間等を基に算出した現在価値により算定しております。

#### 投資有価証券の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先の株式を所有しております。これらの株式には価格変動性の高い市場価格のある株式と、価格の決定が困難である市場価格のない株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が一時的ではないと判断した場合、「金融商品に関する会計基準」に基づき減損処理を行っております。市場価格のある株式については、株式の時価が一定期間継続して取得原価を30%以上下回り続けたとき等、下落が一時的ではないと判断します。市場価格のない株式については、1株当たり純資産額が取得原価の50%以下となった場合に減損処理を行います。

将来の市況悪化又は投資先の業績不振により、現在の簿価に反映されていない損失又は簿価の回収不能が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

#### 退職給付費用及び債務

従業員(執行役員を除く。)に係る退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には割引率、退職率、昇給率、直近の統計数値に基づいて算出される死亡率及び年金資産の期待収益率等が含まれております。当社グループの退職年金制度においては、割引率は期末における安全性の高い長期の債券の利回りにより、退職率は直近3年間の実績に基づき、それぞれ算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合又は前提条件が変更された場合は、その影響は累積され、一般的には将来期間において認識される費用及び債務に影響を及ぼします。

#### 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性が高いと考えられる金額へ減額するために評価性引当金を計上しております。評価性引当金の必要性を評価するにあたっては、将来の課税所得の発生及び税務計画を検討いたします。当社グループの主たる事業である金融商品取引業は、業績変動の幅が大きく、長期にわたる課税所得の発生を予測することが困難であります。策定した経営計画の期間以内の一定期間を、将来の課税所得の見積り期間としておりますので、翌事業年度以降の課税所得の発生見積りによって、評価性引当金が増減し、繰延税金資産の調整額が発生いたします。

## (2) 当第2四半期連結累計期間の経営成績

当第2四半期連結累計期間のわが国経済は、消費増税の影響を受けたものの、雇用情勢の着実な改善と設備投資の増加から、緩やかな回復基調が続きました。

8月以降は円安が進行しました。輸出が横ばいとなっている中で、海外事業の利益が円換算で押し上げられたことにより企業業績に寄与、景気にプラス効果をもたらしました。

海外経済は、一部に弱さが見られましたが、緩やかな回復が続きました。米国景気は、FRB(連邦準備制度理事会)が量的緩和の縮小を継続したものの、自動車販売が好調、住宅販売は改善基調にあり、堅調に推移しました。中国景気は、消費が堅調に増加しているものの、固定資産投資の増勢の鈍化により、伸びがやや低下、全体として拡大のテンポが緩やかになりました。また、東南アジア景気については、一部において持ち直しの傾向が見られたものの、総じて足踏み状態となりました。一方、欧州景気は、全体としては持ち直しの動きが一服、ECB(欧州中央銀行)はデフレに陥るリスクが高まったとの判断から金融緩和に踏み切りました。

株式市場では、日経平均株価が4月に14,800円台で始まった後、日銀の追加緩和見送りを嫌気して5月中旬まで14,000円前半で推移しましたが、5月下旬からは企業収益と比べた割安感、海外株式市場と比べた出遅れ感から見直されて反発しました。その後も6月下旬に発表された新成長戦略における法人実効税率の引き下げや公的年金の株式運用拡大、8月以降の円安などを好感し続伸、9月末の日経平均株価は16,173円で取引を終えました。4～9月の東証1部の1日当たりの平均売買代金は2兆602億円にとどまり、アベノミクス相場で急上昇した前年同期の2兆8,121億円を下回りました。

債券市場では、長期金利の指標である10年国債利回りが4月に0.6%台で始まった後、昨春から続く異次元緩和に伴う日銀の国債大量買い入れによって低下し(価格は上昇)、8月下旬に一時0.485%をつけた後、9月末は0.525%で取引を終えました。

当社グループは、平成24年4月より経営計画「Ambitious 5」に基づく戦略を進めてまいりましたが、3年目を迎え、今年度より、経営計画「Ambitious 5」のセカンドステージとしての推進を展開しております。事業環境が変化していく中、その基本理念は堅持しつつ、お客様の利便性を高める新たな機能の取り込みやグローバルネットワークの拡充等を図り、独自性ある総合金融グループとして、「Leading Player in ASIA(リーディングプレイヤー イン アジア)」を目指しております。

当社グループの中核である東海東京証券株式会社では、経営計画「Ambitious 5」セカンドステージにおける施策推進の一環として、「安定収益重視型営業」と「顧客セグメント別マーケティング戦略」を推進しております。

「安定収益重視型営業」では、従来の投資信託等に加えSMAサービス(投資一任契約のもと、お客様に代わって資産の運用・管理を行う資産運用サービス)の商品性及び利便性の向上を図ったうえで、「東海東京ファンドラップ口座」としての取扱いを5月に開始し、より基盤拡大を重視した評価体系の下、お客様のライフステージや投資目的等に合わせ商品を提供し、順調に残高を増加させております。

一方、「顧客セグメント別マーケティング戦略」では、(1)富裕層、(2)成熟層、(3)資産形成層それぞれのお客様に対応した、最適な商品・サービスを提供することにより、カスタマーロイヤルティの向上とお客様の開拓・拡大に向け注力いたしました。

具体的な施策では、(1)首都圏地区における富裕層ビジネスの推進のため、「日本橋プレミアオフィス」の設置、(2)成熟層に対し、対面取引とインターネット取引の融合により、更に充実したサービスの提供を図るべく、「オムニチャネル戦略」の展開、投資情報の提供(成熟層セミナー等を含む)や、さまざまなライフスタイルの提案をしていく会員制の「大人の投資倶楽部」WEBサイトの開設、(3)資産形成層に対しては、情報発信基地として、「東海東京フィナンシャルギャラリー・サカエチカ」の新設、インターネットによる信用取引サービスの開始等を実施いたしました。

(注) は10月に設置、新設又はサービスを開始いたしました。

なお、営業ネットワークの効率的な運営を図るため店舗網の見直しを行い、7月に津支店、鈴鹿支店を移転・統合し、JR津駅ビル内に三重中央支店として新たに営業を開始、9月に岡崎市にあるショッピングモール内に「トヨタFS営業部 コンサルティングブース岡崎」を新設いたしました。

当社グループでは、「Ambitious 5」に基づくアライアンス戦略の一環として、当社と株式会社山口フィナンシャルグループとの合併会社であるワイエム証券株式会社が7月に東京支店を新設、当社と株式会社西日本シティ銀行との合併会社である西日本シティTT証券株式会社では8月に八女サテライトブースを新設し、それぞれネットワークの強化を図りました。

海外のアライアンスにおいては、当社は8月に、商品・サービスの拡充を目的に、タイ王国において預金量で同国第1位の商業銀行であるバンコック銀行傘下の証券会社、プアルアン証券と業務提携を行いました。

また、当社では、4月1日をもって、持株会社を中心としたより効率的なグループ運営を目的に、東海東京証券株式会社従業員の当社への転籍を実施しました。更に、業容・時代の変化に対応すべく、専門性、多様性等を重視した人事制度改革に取り組み、7月より新人事制度をスタートさせております。

なお、当社は当社グループの国内外での戦略強化に活かすため、グローバル・アドバイザー・ボードを設置することとしました。

当社グループの経営成績の状況は、以下のとおりであります。

#### 受入手数料

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	14,666	21	224	0	14,912
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	285	156			442
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	3	13,278		13,282
その他の受入手数料	105	8	2,465	804	3,384
合計	15,058	190	15,968	804	32,021

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

区分	株券 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
委託手数料	9,236	9	221	0	9,468
引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	104	197			301
募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	40	8,701		8,743
その他の受入手数料	72	10	2,320	721	3,125
合計	9,414	257	11,243	722	21,638

当第2四半期連結累計期間の委託手数料は36.5%減少(前年同期比。以下、(2)において同じ。)し94億68百万円となりました。このうち株券については、東海東京証券株式会社における株式委託売買代金が25.7%減少し1兆8,197億円となったことから37.0%減少し92億36百万円となりました。

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は31.8%減少し3億1百万円となりました。このうち株券については63.4%減少し1億4百万円となりました。また、債券については25.8%増加し1億97百万円となりました。

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は34.2%減少し87億43百万円となりました。このうち受益証券については、新規に販売した日本株に投資するファンドや、欧州のハイ・イールド債に投資するファンド等の販売が堅調であったものの34.5%減少し87億1百万円となりました。

その他の受入手数料は7.7%減少し31億25百万円となりました。このうち受益証券の代行手数料は5.9%減少し23億20百万円となりました。また、保険の取扱手数料は31.9%減少し2億86百万円となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の受入手数料は32.4%減少し216億38百万円となりました。

## トレーディング損益

連結累計期間	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)			当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	合計 (百万円)
株券等トレーディング損益	2,233	2,162	4,396	2,667	3,517	6,185
債券・為替等トレーディング損益	13,596	1,239	12,356	8,952	395	9,348
合計	15,829	922	16,752	11,619	3,913	15,533

当第2四半期連結累計期間の株券等トレーディング損益は、主に米国株式を中心とした外国株式の売買により40.7%増加し61億85百万円の利益となりました。

また、債券・為替等トレーディング損益は、仕組債の売買の減少等により24.3%減少し93億48百万円の利益となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間のトレーディング損益は7.3%減少し155億33百万円の利益となりました。

## 販売費及び一般管理費

当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、取引関係費が取引量減少に伴う支払手数料や広告宣伝費の減少等から19.2%減少し53億34百万円、人件費は業績連動による賞与引当金の減少等から14.1%減少し136億28百万円となりました。

また、不動産関係費は0.9%減少し29億89百万円に、事務費は0.9%減少し29億82百万円となり、減価償却費は5.0%減少し9億9百万円となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は12.0%減少し269億52百万円となりました。

## 営業外損益

当第2四半期連結累計期間の営業外収益は9.6%減少し17億25百万円となりました。主なものは、受取配当金が286.2%増加し4億56百万円に、受取家賃が29.6%減少し2億99百万円に、持分法による投資利益が26.4%減少し7億44百万円となりました。

## 特別損益

当第2四半期連結累計期間は、金融商品取引責任準備金繰入れ等で53百万円の特別損失を計上いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の営業収益は22.3%減少し389億89百万円、純営業収益は22.2%減少し382億3百万円となり、営業利益は39.0%減少し112億50百万円、経常利益は35.9%減少し129億29百万円、四半期純利益は41.3%減少し84億98百万円となりました。

### (3) 財政状態

当第2四半期連結会計期間末の総資産は1,076億52百万円減少(前連結会計年度末比。以下、(3)において同じ。)し5,096億17百万円となりました。このうち流動資産は1,082億83百万円減少し4,720億61百万円となりました。主な増減は、現金及び預金が284億9百万円増加し679億38百万円に、約定見返勘定が負債残高から資産残高となり前年度末比148億72百万円増加し、有価証券担保貸付金が1,385億62百万円減少し799億13百万円に、信用取引資産が112億93百万円減少し380億18百万円となりました。また、固定資産は6億30百万円増加し375億55百万円となりました。

負債合計は1,123億6百万円減少し3,620億34百万円となりました。このうち流動負債は1,183億24百万円減少し3,479億18百万円となりました。主な増減は、預り金が194億42百万円増加し378億77百万円に、1年内償還予定の社債が171億93百万円増加し413億49百万円に、約定見返勘定が負債残高から資産残高となり前年度末比422億84百万円減少し、有価証券担保借入金が835億36百万円減少し363億90百万円に、短期借入金が152億48百万円減少し1,170億48百万円となりました。また、固定負債は59億72百万円増加し137億81百万円となりました。主な増減は、長期借入金が63億円増加し65億円となりました。

純資産合計は46億53百万円増加し1,475億82百万円となりました。主な増減は、利益剰余金が42億18百万円増加し758億62百万円に、その他有価証券評価差額金が3億83百万円増加し26億57百万円となりました。

### (4) キャッシュ・フローの状況等

#### キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは251億19百万円のキャッシュの収入(前年同期は4億94百万円の収入)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が128億83百万円となり、前連結会計年度末に比べ信用取引資産が112億93百万円、有価証券担保貸付金が1,385億62百万円それぞれ減少し、預り金が194億54百万円増加したため収入となる一方、有価証券担保借入金が835億36百万円減少したほか、約定見返勘定が前年度末422億84百万円の負債残高から148億72百万円の資産残高となり、それぞれ支出となったことに加え、法人税等の支払額72億17百万円によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは10億75百万円のキャッシュの支出(前年同期は35億61百万円の収入)となりました。これは主に、投資有価証券の取得による支出11億74百万円によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは43億24百万円のキャッシュの収入(前年同期は34億24百万円の支出)となりました。これは主に、社債の発行・償還の純増額が170億93百万円、長期借入れによる収入が63億円それぞれ収入となる一方、短期借入金の純減額が152億44百万円、配当金の支払額が37億22百万円それぞれ支出となったことによるものです。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末の残高は、前連結会計年度末より283億8百万円増加し674億49百万円(前年同期は468億98百万円)となりました。

#### 資金需要

当社グループの資金需要は主に運転資金であり、株式及び債券を自己の計算により売買を行うために要する資金、顧客が行う信用取引に対し資金を貸し付ける業務及び人件費・不動産関連費など販売費及び一般管理費に係るものであります。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財産上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた事項はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を定めております。その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は以下の通りです。

基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益(以下、「当社グループの企業価値等」という。)を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値等に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、株券等の大量買付行為(において定義する。以下、同じ。)の中には、その目的等から見て、対象会社の企業価値等に資さないものも少なくありません。

当社グループにおける企業価値の源泉は、証券業及び証券関連業務において永年にわたり蓄積してきた商品やサービス、金融・資本市場等についての高度な専門知識と豊富な経験及び当社グループをとりまく国内外のあらゆるステークホルダーの皆様との長期的信頼関係であると考えております。当社は、前記のような濫用的な買収に対して、必要かつ相当な対抗手段を講ずることにより、このような当社グループの企業価値等を確保する必要があると考えております。

また、当社は、基本方針の実現に資するための取組みとして、平成24年度より経営計画「Ambitious 5」を推進しております。さらに、基本方針の実現に資する取組みとしては、コーポレート・ガバナンスの充実も重要と考え、取締役会を日常業務を遂行する執行取締役とそれ以外の非執行取締役(社外取締役)で構成するとともに、意思決定の迅速化を図るために執行役員制度を導入するなど、「経営と執行の分離」を図っております。また、内部監査は、取締役会の諮問機関として設置した社外取締役を委員長とする監査委員会が行っており、社外取締役による業務執行状況のチェックが機能しやすい体制を構築しております。監査役会は社外監査役3名を含む5名で構成され、監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は各種会議等に参加して必要に応じて意見を述べているなど、監査役が十分な経営チェックを行える体制となっております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年6月27日開催の第101期定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」の更新を同総会に上程し、株主の皆様にご承認いただきました(更新後の「当社株式の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を、以下、「本プラン」という。)

本プランは、当社が発行者である株券等について、(a)大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」という。)の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(b)大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得、(c)当社の他の株主が、大量買付者の共同保有者に該当し、その結果、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為((a)から(c)を総称して以下、「大量買付行為」という。)を対象といたします。

本プランは、当社グループの企業価値等を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、(a)大量買付者に対し必要かつ十分な情報の事前提供を要請し、(b)当社経営陣が情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(c)株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等の提示や、大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めております。

大量買付者が本プランにおいて定められた手続に従わないなど、当社グループの企業価値等を著しく損なうと判断される場合には、当社は、対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てます。



本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)には、(a)大量買付者及びその関係者による行使を制限する行使条件、(b)当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されておりますが、大量買付者からその他の財産の交付と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条項は、採用しておりません。

本新株予約権の無償割当が実施された場合、当該大量買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

本プランによるルールに従って一連の手続が遂行されたかどうか、また当社グループの企業価値等の確保又は向上のために必要かつ相当な対抗措置を発動するかどうかについては、取締役会が最終的な判断を行います。その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するために、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置しております。当社取締役会は、本プランに定められた対抗措置の発動に関する決議に際しては、必ず独立委員会による勧告手続を経なければならず、かつ同勧告を最大限尊重しなければなりません。

独立委員会は、社外監査役又は社外の有識者のいずれかに該当する者から、取締役会が選任する3名以上の委員により、構成されるものです。独立委員会は、大量買付者、当社の取締役、監査役、従業員等に対し独立委員会への出席及び説明を要求することができ、当社取締役会からの諮問事項について審議・決議して、当社取締役会に対し勧告を行います。なお、この勧告は、公表されるものとします。

本プランの合理性(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由)

会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付者に必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、一定の評価期間が経過した後のみ大量買付行為を開始することを求め、当社所定のルールを遵守しない大量買付者には対抗措置を講じることとしております。

また、ルールが遵守された場合でも、大量買付行為により当社グループの企業価値等が損なわれると判断される場合は、大量買付者に対し対抗措置を講じることとしていることから、本プランは会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えております。

買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」)を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会を確保して、適切な投資判断を行うことを可能とするものであることから、株主共同の利益に資するものと考えております。

さらに、本プランの発効は株主総会の承認によるものであり、本プランの有効期間(第101期定時株主総会の終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで)の満了前であっても、株主総会の決議により本プランを廃止できることから、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

株主意思を重視し、また、対抗措置の発動について合理的な客観的要件を設定するものであること

本プランについて株主の皆様を適切に反映させる機会を確保するため、第101期定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、株主の皆様にご承認いただきました。また、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止が決定された場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動の判断を株主の皆様が当社取締役会に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。したがって、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

本プランは、対抗措置の発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることを要し、当社取締役会は同委員会の勧告を最大限尊重するものであること、などにより、当社取締役会による判断の公正性・客観性が担保される工夫がなされており、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、本プランは、当社取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないために発動の阻止に時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

提出会社の状況

東海東京証券株式会社の従業員は平成26年4月1日付で当社に転籍したうえ、関係会社に出向しております。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	972,730,000
計	972,730,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	280,582,115	280,582,115	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容になんら限定のない、当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	280,582,115	280,582,115		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

###### 第6回新株予約権

決議年月日	平成26年8月25日
新株予約権の数(個)	1,092(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,092,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり819(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年10月1日～平成31年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 981 資本組入額 491(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社の普通株式1,000株とする。
- なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割(当社の普通株式の株式無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式 1 株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
- 新株予約権の割当て後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価額で普通株式の発行又は当社の保有する当社の普通株式の処分(新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、当社の保有する当社の普通株式を処分する場合は、上記の算式において「新規発行株式数」を「処分する当社の普通株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替える。

上記のほか、新株予約権割当て後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げる。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 新株予約権を割当てられた者(以下、「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使時において、当社又は当社の連結子会社の取締役、執行役員、又は従業員(従業員には当社又は当社の連結子会社から他社への出向者を含む。)たる地位を有することを要する。ただし、任期満了に伴う退任、定年退職並びに当社又は当社の連結子会社の申し入れによる辞任及び退職等正当な理由に基づきかかる地位を喪失した場合はこの限りではない。なお、有期の契約に基づく従業員(契約社員)については、理由の如何を問わず上記ただし書は適用しない。
- 新株予約権者は、次の各号の一に該当することとなった場合、当該時点において未行使である本新株予約権を行使することはできないものとする。
- イ 当社もしくは当社の連結子会社の株主総会決議による解任、懲戒処分による解雇又は自己都合による辞任・退職の場合。
  - ロ 禁固以上の刑に処せられた場合。
  - ハ 破産の申立もしくは民事再生手続開始の申立があった場合、又は差押、仮差押、保全差押もしくは仮処分の申立、もしくは滞納処分を受けた場合。
  - ニ 本新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
  - ホ 「新株予約権割当契約(付与契約)」(以下、「本契約」という。)の規定に違反した場合。

新株予約権者が死亡時に上記の要件を満たす場合で、本契約の締結後本新株予約権の行使期間満了前に死亡した場合に限り、新株予約権者の相続人は本新株予約権を承継することができるものとし(以下、本新株予約権を承継する新株予約権者の相続人のことを「権利承継者」という。)、権利承継者は、細則に従い、新株予約権者の死亡の日(その日を含む。)から6ヶ月間(ただし、権利承継者が権利行使できる期間は、当該6ヶ月間と本新株予約権の行使期間が重複する期間に限るものとする。)に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が、当社に対し、相続人による本新株予約権行使を希望しない旨を申し出た場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人が複数である場合には、権利承継者をその相続人のうちの一人に限定することとし、当該権利承継者は、本契約の規定、細則その他の当社の定める条件及び手続に従わなければならない。

権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を承継しない。

本契約の各条項の適用に関しては、権利承継者を新株予約権者とみなす。

#### 5 新株予約権の取得事由

吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割、株式移転又は株式交換等にかかる契約書(会社分割契約書及び株式移転計画書等を含む。)の定め又はこれらにかかる株主総会決議により、本新株予約権が承継されないこととなった場合、本新株予約権については、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

#### 6 当社が他社と吸収合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、新設合併、会社分割その他の組織再編(以下、「組織再編行為」という。ただし、株式移転及び株式交換は除く。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、「会社法」第236条第1項8号イからホに掲げる会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数(以下、「承継後株式数」という。)とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額につき合理的な調整がなされた額に、承継後株式数を乗じた額とする。

その他新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び(注)5に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を必要とする。

## (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日		280,582,115		36,000		9,000

## (6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3-9	17,283,798	6.16
トヨタファイナンシャルサービス株式会社	愛知県名古屋市中区牛島町6-1	14,280,000	5.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	12,016,853	4.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	10,698,100	3.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	8,647,600	3.08
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	7,014,553	2.50
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウン ト ノン トリーテター (常任代理人 香港上海銀行東京 支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	6,842,262	2.44
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	5,611,890	2.00
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-4-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	4,800,000	1.71
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内2-1-1 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,406,000	1.57
計		91,601,056	32.65

(注) 1 上記のほか、平成26年9月30日現在で当社所有の自己株式14,626,141株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.21%)があります。

2 ジェイ・オー・ハンプロ・キャピタル・マネージメント・リミテッドから当社株式を保有する旨の大量保有報告書の変更報告書が、平成26年7月4日付(報告義務発生日 平成26年6月27日)で関東財務局長に提出されておりますが、当第2四半期会計期間末現在において実質所有株式数の確認が出来ないため、上記「大株主の状況」には含めておりません。

大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数対 する所有株式数の割 合(%)
ジェイ・オー・ハンプロ・ キャピタル・マネージメント・ リミテッド	英国ロンドンSW1Y 6QB、ライ ダー・ストリート14、ライ ダー・コート 1階	17,879,635	6.37

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 14,626,100		単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 265,743,400	2,657,434	単元株式数100株
単元未満株式	普通株式 212,615		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	280,582,115		
総株主の議決権		2,657,434	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権20個)含まれております。

2 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式41株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 東海東京フィナンシャル・ ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 3 6 2	14,626,100		14,626,100	5.21
計		14,626,100		14,626,100	5.21

(注) 上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の普通株式に含まれております。

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第2四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。



## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	39,529	67,938
預託金	27,308	25,307
顧客分別金信託	26,005	24,005
その他の預託金	1,302	1,302
トレーディング商品	224,158	228,344
商品有価証券等	222,695	226,957
デリバティブ取引	1,463	1,386
約定見返勘定	-	14,872
信用取引資産	49,312	38,018
信用取引貸付金	44,629	34,992
信用取引借証券担保金	4,682	3,026
有価証券担保貸付金	218,475	79,913
借入有価証券担保金	174,949	79,913
現先取引貸付金	43,526	-
立替金	249	130
短期差入保証金	15,957	12,135
短期貸付金	172	117
有価証券	-	10
未収収益	2,013	1,853
繰延税金資産	1,948	1,255
その他	1,267	2,198
貸倒引当金	48	34
流動資産合計	580,345	472,061
固定資産		
有形固定資産	9,394	9,415
無形固定資産	2,369	2,053
投資その他の資産	25,160	26,086
投資有価証券	21,343	23,338
長期差入保証金	1,945	1,995
退職給付に係る資産	1,224	109
その他	1,957	1,953
貸倒引当金	1,310	1,309
固定資産合計	36,924	37,555
資産合計	617,270	509,617

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
トレーディング商品	76,593	75,576
商品有価証券等	71,969	71,301
デリバティブ取引	4,623	4,274
約定見返勘定	42,284	-
信用取引負債	16,746	14,409
信用取引借入金	14,753	11,573
信用取引貸証券受入金	1,992	2,835
有価証券担保借入金	119,926	36,390
有価証券貸借取引受入金	15,668	36,390
現先取引借入金	104,258	-
預り金	18,435	37,877
受入保証金	13,987	9,211
短期借入金	132,296	117,048
短期社債	7,800	7,800
1年内償還予定の社債	24,155	41,349
未払法人税等	5,620	1,914
賞与引当金	3,444	3,110
役員賞与引当金	109	44
その他	4,843	3,187
流動負債合計	466,243	347,918
<b>固定負債</b>		
社債	5,100	5,000
長期借入金	200	6,500
繰延税金負債	718	575
役員退職慰労引当金	81	83
退職給付に係る負債	554	544
その他	1,153	1,077
固定負債合計	7,808	13,781
<b>特別法上の準備金</b>		
金融商品取引責任準備金	288	333
特別法上の準備金合計	288	333
負債合計	474,340	362,034

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	36,000	36,000
資本剰余金	33,412	33,422
利益剰余金	71,644	75,862
自己株式	3,835	3,820
株主資本合計	137,221	141,464
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,274	2,657
為替換算調整勘定	218	274
退職給付に係る調整累計額	1,185	1,121
その他の包括利益累計額合計	3,240	3,504
新株予約権	104	153
少数株主持分	2,362	2,461
純資産合計	142,929	147,582
負債純資産合計	617,270	509,617

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
<b>営業収益</b>		
受入手数料	32,021	21,638
委託手数料	14,912	9,468
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	442	301
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	13,282	8,743
その他の受入手数料	3,384	3,125
トレーディング損益	16,752	15,533
金融収益	1,377	1,817
<b>営業収益計</b>	<b>50,152</b>	<b>38,989</b>
金融費用	1,073	786
<b>純営業収益</b>	<b>49,078</b>	<b>38,203</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>		
取引関係費	6,604	5,334
人件費	15,869	13,628
不動産関係費	3,017	2,989
事務費	3,009	2,982
減価償却費	958	909
租税公課	368	315
貸倒引当金繰入れ	8	-
その他	807	793
<b>販売費及び一般管理費合計</b>	<b>30,644</b>	<b>26,952</b>
<b>営業利益</b>	<b>18,433</b>	<b>11,250</b>
<b>営業外収益</b>		
受取配当金	118	456
受取家賃	425	299
持分法による投資利益	1,012	744
投資事業組合運用益	209	87
その他	144	137
<b>営業外収益合計</b>	<b>1,909</b>	<b>1,725</b>
<b>営業外費用</b>		
投資事業組合運用損	53	22
不動産賃貸原価	92	-
固定資産廃棄損	-	17
その他	32	6
<b>営業外費用合計</b>	<b>177</b>	<b>46</b>
<b>経常利益</b>	<b>20,165</b>	<b>12,929</b>

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	293	-
投資有価証券売却益	190	6
持分変動利益	894	-
関係会社株式売却益	334	-
負ののれん発生益	20	-
新株予約権戻入益	-	0
特別利益合計	1,735	7
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	27	-
投資有価証券売却損	0	-
有価証券評価減	1 0	1 8
ゴルフ会員権評価損	-	0
金融商品取引責任準備金繰入れ	45	45
特別損失合計	74	53
税金等調整前四半期純利益	21,826	12,883
法人税、住民税及び事業税	7,095	3,604
法人税等調整額	222	669
法人税等合計	7,318	4,273
少数株主損益調整前四半期純利益	14,507	8,609
少数株主利益	26	110
四半期純利益	14,480	8,498

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	14,507	8,609
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	725	382
為替換算調整勘定	207	56
退職給付に係る調整額	-	63
その他の包括利益合計	932	263
四半期包括利益	15,440	8,872
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	15,413	8,762
少数株主に係る四半期包括利益	26	110

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	21,826	12,883
減価償却費	958	909
負ののれん発生益	20	-
持分法による投資損益(は益)	1,012	744
退職給付引当金の増減額(は減少)	137	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	152
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	5	1
貸倒引当金の増減額(は減少)	8	14
受取利息及び受取配当金	1,496	2,274
支払利息	1,073	786
有価証券評価損益(は益)	20	28
投資有価証券売却損益(は益)	189	6
関係会社株式売却損益(は益)	334	-
ゴルフ会員権評価損	-	0
持分変動損益(は益)	894	-
固定資産売却損益(は益)	266	-
新株予約権戻入益	-	0
顧客分別金信託の増減額(は増加)	8,750	1,999
募集等払込金の増減額(は増加)	120	-
トレーディング商品(資産)の増減額(は増加)	3,429	4,185
トレーディング商品(負債)の増減額(は減少)	27,773	1,016
信用取引資産の増減額(は増加)	11,607	11,293
信用取引負債の増減額(は減少)	46	2,336
有価証券担保貸付金の増減額(は増加)	51,648	138,562
有価証券担保借入金の増減額(は減少)	34,768	83,536
預り金の増減額(は減少)	18,281	19,454
受入保証金の増減額(は減少)	5,394	4,776
その他の資産の増減額(は増加)	6,119	12,032
その他の負債の増減額(は減少)	21,681	44,252
小計	9,274	30,872
利息及び配当金の受取額	1,370	2,233
利息の支払額	1,017	768
法人税等の支払額	9,132	7,217
営業活動によるキャッシュ・フロー	494	25,119

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	275	362
無形固定資産の取得による支出	132	300
投資有価証券の取得による支出	335	1,174
投資有価証券の売却による収入	578	879
関係会社株式の売却による収入	1,050	-
差入保証金の差入による支出	50	92
差入保証金の回収による収入	28	34
投資不動産の売却による収入	2,732	-
その他	33	59
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>3,561</b>	<b>1,075</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	20	15,244
長期借入れによる収入	-	6,300
長期借入金の返済による支出	2,424	-
短期社債の発行による収入	20,100	22,100
短期社債の償還による支出	21,800	22,100
社債の発行による収入	7,971	26,032
社債の償還による支出	7,518	8,938
少数株主からの払込みによる収入	3,394	-
ストックオプションの行使による収入	142	20
自己株式の純増減額（は増加）	2	1
子会社の自己株式の取得による支出	16	-
配当金の支払額	3,173	3,722
少数株主への配当金の支払額	1	11
その他	73	109
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>3,424</b>	<b>4,324</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	247	59
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>878</b>	<b>28,308</b>
現金及び現金同等物の期首残高	48,491	39,141
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	2,472	-
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>1 46,898</b>	<b>1 67,449</b>



【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を、平均残存勤務期間を基礎とする方法からイールドカーブ等価アプローチによる方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る資産が8億62百万円減少し、利益剰余金が5億57百万円減少しております。また、勤務費用の計算方法が変更されることにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ29百万円減少しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

1 有価証券評価減は、投資有価証券に係る評価減であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金	47,286百万円	67,938百万円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	387	488
現金及び現金同等物	46,898	67,449

2 営業活動によるキャッシュ・フローの有価証券評価損益は、投資有価証券に係る評価減であります。

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

## 1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,173	12.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年10月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,767	18.00	平成25年9月30日	平成25年11月29日

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

## 1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,722	14.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年10月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	3,723	14.00	平成26年9月30日	平成26年11月28日

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりませ  
ん。

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、セグメント情報については記載しておりませ  
ん。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成26年3月31日)

科目	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	39,529	39,529	
(2)有価証券担保貸付金	218,475	218,475	
(3)約定見返勘定(負債)	42,284	42,284	
(4)有価証券担保借入金	119,926	119,926	
(5)預り金	18,435	18,435	
(6)1年内償還予定の社債	24,155	24,155	
(7)長期借入金	200	199	0

(注) (1)現金及び預金～(6)1年内償還予定の社債の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金の時価の算定方法

固定金利によるものであり、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

当第2四半期連結会計期間末(平成26年9月30日)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額のうち、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

科目	四半期連結 貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	67,938	67,938	
(2)約定見返勘定(資産)	14,872	14,872	
(3)有価証券担保貸付金	79,913	79,913	
(4)有価証券担保借入金	36,390	36,390	
(5)預り金	37,877	37,877	
(6)1年内償還予定の社債	41,349	41,349	
(7)長期借入金	6,500	6,499	0

(注) (1)現金及び預金～(6)1年内償還予定の社債の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、約定見返勘定は負債残高から資産残高になっております。

(7)長期借入金の時価の算定方法

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、帳簿価額をもって時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

## (デリバティブ取引関係)

前連結会計年度末(平成26年3月31日)

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	48,452	598	598
	買建	24,716	255	255

当第2四半期連結会計期間末(平成26年9月30日)

トレーディング業務で行うデリバティブ取引は、事業運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは以下のとおりであります。

対象物の種類	取引の種類	契約額 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引			
	売建	76,104	190	190
	買建	46,557	38	38

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	54円71銭	31円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	14,480	8,498
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	14,480	8,498
普通株式の期中平均株式数(株)	264,667,010	265,919,973
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	54円39銭	31円87銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)	1,574,054	775,689
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

第103期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)中間配当について、平成26年10月31日開催の取締役会において、平成26年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	3,723百万円
1株当たり中間配当金	14円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成26年11月28日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月7日

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水	上	圭	祐
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青	木	裕	晃
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴	木	晴	久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。